政務活動視察報告書

2026 年 8 月　10　日

八女市議会議員　森茂生

視察日程　2026 年 8 月 3 日～4 日

1，元裁判官・森脇淳一法律事務所

広島県福山市若松町 10 番 5 号　法友会館 3 階

2000 年に導入された成年後見制度は、認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力が不十分とされる人々の財産管理や契約支援を目的としていますが、国連障害者権利委員会が日本に対し、障害者権利条約第 12 条に関連して、民法上の成年後見制度の廃止等、障害を理由に法的能力を制限する差別的法制度の見直しを勧告した。

国連からの勧告を受け成年後見制度を見直す民法の改正案が、2026 年４月３日に閣議決定され、６月に成立した。施行日は２年６ヶ月以内とされていますので、2028 年（令和１０年）度の半ば以降に施行となります。

成年後見制度が新法成立を受け具体的にどうなるのかは、いまだにはっきりしない部分が沢山あるように言われています。私自身が調べてみても、何となくハッキリしないところがありますので、専門家の意見を聞いてみたいと思い、元裁判官である森脇弁護士が一番適任だろうと考え今回の視察を思い立った次第です。

新法での成年後見制度はどうなるのか

1、森脇弁護士は弁護士、司法書士等の団体が、自分たちの既得権益を守るため、新法の成年後見制度を審議する法制審議会民法（成年後見等関係）に盛んに「ロビー活動」を行っていると言われていた。そのためか、現法と基本的な考え方はほとんど変わっていない、むしろ悪くなったところもある。新法をどう運用するかは今からで、運用で相当変わるので注視が必要との意見でした。また、次のような４点の問題点があると指摘されました。

問題 1、

新法が施行されても、自動的には移行できるものではない。裁判所に申立をして認められて初めて移行できる。

問題 2、

専門職への報酬は業務内容で決めるとされますが、家裁の「言い値」に対して不服申し立てができない状況は変わらない。法務省によると、今回は報酬申し立てに関する制度は変えず、最高裁が定期的に報酬実績を公表することで全体を「是正」していく考えだという。

問題 3、

現在は「後見」「保佐」「補助」の 3 類型を「補助」に 1 元化になるが、しかし、例外として「特定補助」の仕組みが新設された。そのため、この仕組みを使えば、現行制度と同じになってしまう恐れがある。

問題 4、

今までは申立できるのは本人、親族、市町村長、検察だったのが、法改正で利害関係者も申立できるようになる。（利害関係者とは、ある行為や事業、契約などの結果について、利益または不利益という形で直接的・間接的な影響を受ける人や組織）そのため、申立できる範囲が限りなく広がることになる。今でさえも数々の不正事案が続発している中で、申立できる範囲を「利害関係者」まで広げたのは大きな問題である。今後は限りなく闇が広がる可能性があるのではと危惧される。

森脇弁護士の論文

そもそも，平成１１年の民法の一部改正法による成年後見等事件を，家庭裁判所(のみ)が担当することとなったのは，大きな過りであった。仮に引き受けるとしても，家庭裁判所を，他の行政機関や民間ボランティアと連携しやすいような，より行政機関であることを明確にした組織に変革するか，事件増に応じて，後見監督等事件を担当する独立したセクションを創設することの確約を，国会に求めるべきであった。アメリカ合衆国連邦議会で，後見人による不正が大きな問題となっていたことを，十分認識していた筈である。

現在，各家庭裁判所の後見事件等の担当者が非常な苦労をしていることについては，その重大な責任が，上記改正法立案当時の最高裁家庭局における担当者にあるものと考える。

しかし，今からでも遅くはない。我が国において，極めて重要なこの制度を家庭裁判所が担うとされている以上，家庭裁判所が主体的に行政(地方公共団体を含む。)や立法，諸団体，更には国民全体に働きかけて，この制度をそのあるべき姿に変革すべきである。

私は、初めて、成年後見を担当する裁判所（裁判官、家庭裁判所調査官、書記官、参与員ら）が、誰の助けも借りずに成年後見制度を運営していくことには無理があるのではないか、そもそも成年後見制度の制度設計自体に誤りがあったのではないかと感じた。

成年後見制度を立ち上げる際、厚生労働省と裁判所がその所管を互いに押し付けあった、という噂を聞いたことがあるが（その真否は定かではない）、仮に厚労省が担当していたら、もっと国の予算を投入できていたであろう。日本の福祉施策の貧困が、ここにも現れているといえるのではないか？（2020 年 3 月 5 日付記）

専門家後見人が選任されると、被後見人の財産の一部が「報酬」の名目で専門家後見人に支払われ、推定相続人にとっては、将来自らに帰属すべき財産が必要以上に目減りすると思わされることのみならず、それ以上に重要なことは、それら財産の管理権が、推定相続人ら親族の元から全く離れてしまうことである。十分に予想された（されるべき）ことであったが専門家後見人の中には、親族に対して被後見人の財産状況について明らかにしないとか、被相続人の意向であるとして施設に入居中の被後見人と親族との面会を拒むなど、親族が不審感を抱くのも当然だと思われる事例も多く、それら親族と専門家後見人の間に立つ裁判所も苦しい立場に追い込まれる事例もあると予想される。

推定相続人がいるのにもかかわらず、弁護士である後見人が関与して、被後見人がその全財産をその弁護士が関与する法人に遺贈する旨の遺言を作成し、紛争となった事例を目にしたこともある。これら大きな弊害を生んだ裁判所の専門家後見人を選任しておけばこと足りという、安易な「方針」を示したのは最高裁家庭局であり、その罪は非常に重いと感じている。専門家後見人に任せる、という最高裁家庭局の示した方針の無謀さは明らかであったと考えている。

私は何人もの記者に後見被害についてレクチャーし、その記者は興味を持ってくれたが、デスクに却下されて記事にはならなかった。宇品のプリンスホテルの一室でＮＨＫのクローズアップ現代の製作会社ディレクターのインタビューを受けたこともあったが、それもボツになったりした。理由は、私が、現行の後見制度に「反対」の意見を述べたからだったそうである。しかし、それを言わなかったら、私がインタビューを受ける意味がなくなる。

過払金バブルで１人１億円も稼いで経費が膨れた弁護士が、そのバブルがはじけても経費を

減らせず、目の前の自由になる被後見人の財産に手を出すか、破産して弁護士資格を失い、路頭に迷うかのどちらかを選ばなければならない立場に置かれた弁護士でも、前者を選ばないだろうと考える（としか思われない）最高裁家庭局の脳天気さ（アホさ）批判等を述べるつもりである（注ウ）。

（注ウ）実際は、アホとは言わなかったが、弁護士を成年後見人に選任することは、即刻やめるべきだと述べた（つもりだ。私の発言が、法務省の「法制審議会民法（成年後見等関係）部会第２３回会議（令和７年７月２２日開催）」のページに「議事録」として掲載されている）。　**（注・森茂生の考えで論文の要旨を掲載）**